

有田市高齢者見守り支援 ICT 端末導入業務公募型プロポーザルの実施について

有田市高齢者見守り支援 ICT 端末導入業務について、下記の要領により公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年4月27日

有田市長 玉 木 久 登

有田市高齢者見守り支援 ICT 端末導入業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

有田市は中山間地と沿岸部に集落が点在し、独居高齢者の見守りと災害時の安否把握が課題である。本事業では専用の ICT 端末(タブレット端末等)に、日常の操作ログと配信お知らせへの応答を活用した安否確認機能を実装する。日常時の情報閲覧を通じて利用を定着させ、台風・津波等の緊急時にも確実に状況把握できるフェーズフリー型の見守り体制を構築する。

2. 業務の概要

① 業務名

有田市高齢者見守り支援 ICT 端末導入業務

② 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

③ 委託業務

別紙「有田市高齢者見守り支援 ICT 端末導入業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

④ 業務に係る経費(上限額)

6,284,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

※1 業務委託期間中におけるランニングコストを含むこと

※2 令和8年10月中の本運用を想定

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

4. 参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

本プロポーザルへ参加できる者は、提案書を提出した日から最優秀提案者を決定する日までの間、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定に該当せず、かつ、同条第 2 項各号の規定に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者であること。
- ② 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 有田市建設工事等に係る入札参加資格停止等の措置要綱(平成 20 年訓令第 2 号)による指名停止の期間がある。
 - イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている。
 - ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている。
※ ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 市税等を完納していること。
- ④ 参加申請日を基準として同種の営業を引き続き 2 年以上営んでいる者であること(組織変更、合併等の事情により同様と認められる者も含む。)
- ⑤ 仕様書と同等の情報配信型 ICT 端末の導入業務の受託実績を有すること。

5. 参加申出書の提出

- ① 本プロポーザルの公告の方法
有田市ホームページへの掲載による。
- ② 提出書類
 - ア プロポーザル参加申出書(別記第 1 号様式)(写し不可)
 - イ 委任状(別記第 2 号様式)(写し不可)(支店等に参加手続等の委任を行う場合)
 - ウ 市町村税完納証明書(発行後 3 ヶ月を経過していないもの)又は市町村税にかかる直近 2 年分の納税証明書(法人市民税、固定資産税、軽自動車税等)(写し可)
※ 支店等に入札等権限の委任を行う場合、受任者の営業所の所在地の証明書を提出すること。
 - エ 登記簿謄本(法人のみ)又は住民票(個人のみ)(いずれも発行後 3 ヶ月を経過していないもの)(写し可)
 - オ 身分証明に係る誓約書(個人のみ)(別記第 3 号様式)(写し不可)
 - カ 使用印鑑届出書(別記第 4 号様式)(写し不可)
※ 令和 8 年 4 月 1 日時点で有田市物品・役務一般(指名)競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、イ～カの提出を省略することができる。

- ③ 提出部数
各1部
- ④ 提出期限
令和8年5月11日(月)から令和8年5月22日(金)17時(必着)
- ⑤ 提出場所
「12. 問い合わせ先」に示す場所
- ⑥ 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。)又は電子申請

6. 質問及び回答

質問がある場合は、質問書(別記第5号様式)に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。また、電子メールの送信後必ず電話にて着信を確認すること。

- ① 提出期限
令和8年5月11日(月)から令和8年5月22日(金)17時(必着)まで
- ② 提出場所
「12. 問い合わせ先」に示す場所
- ③ 回答方法
質問の内容及び回答は、令和8年5月26日(火)までに本市のホームページに掲載する。

7. 企画提案の概要

仕様書等の目的及び期待される効果等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出すること。

- ① 会社概要、業務実績及び本業務全体に対する基本的な考え方
基本的な会社の概要の紹介及び本業務と類似する業務における概要(構築内容、導入効果等)を説明すること。なお、実績数も評価の対象とする。
- ② 業務実施体制
仕様書に掲げる本業務の目的を達成するために必要と考える運用体制、全体計画等について提案すること。また、統括責任者その他従事する各担当者の類似業務に係る実績等について記載すること。
- ③ 高齢者見守り支援 ICT 端末に関する提案
導入を行う高齢者見守り支援 ICT 端末について、次に掲げる点で提案すること。
 - ア 利用者目線での操作性及び視認性
実際の画面キャプチャ等を提案書に明示、又はプレゼンテーションにて実際の操作のデモンストレーションを実施すること。
 - イ 管理者側の運用負担軽減に関する提案

ウ 既存システムとの連携やポータルアプリとしての提案

④ その他追加提案

本実施要領及び仕様書に記載のない事項で、本業務及び本市における将来的な高齢者見守り支援 ICT 端末の運用に効果があると見込まれる提案があれば記載すること。提案は本業務の委託料の範囲内で実施可能か、別途費用が必要となるかを明示すること。

⑤ 本業務に係る見積書

本業務に係る全ての経費を記載し、消費税及び地方消費税を含めて記載すること。
また、構築に係る費用（要件定義、設計、構築、テスト、プロジェクト管理等に係る単価及び数量、物品購入に係る単価及び数量等）と運用に係る費用（保守に係る単価及び数量、通信費に係る単価及び数量等）を分け、詳細な内訳を記載すること。

8. 企画提案書の提出

① 提出書類

企画提案書(A4 判縦(A3 判の折り込み可)とする。)

② 提出部数

8 部

③ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)又は電子データの送付

持参又は郵送の場合は、外封筒に「高齢者見守り支援 ICT 端末導入業務企画提案書在中」と朱字で記載すること。

④ 提出期限

令和8年6月4日(木) 17時(必着)

⑤ 提出先

「12. 問い合わせ先」に示す場所

⑥ その他

ア 提出された書類は返却しないものとする。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めないものとする。

イ 企画提案書の内容については、本市に帰属するものとする。

ウ 提案は1案とする。

エ 提出書類は非公開とするが、本業務の契約者については、提出書類の全部又は一部が情報公開の対象となることがある。

9. 審査及び決定

① 審査機関

本プロポーザルの審査は、有田市高齢者見守り支援 ICT 端末導入業務に係る事業者

選定審査委員（以下「審査委員会」という。）において実施する。審査委員会の詳細については、市長が別に定める。

なお、本プロポーザルの公告日から最優秀提案者が決定される日までにおいて、本プロポーザルの参加者（その関係者を含む。）が本プロポーザルに関して審査委員会の各委員に直接又は間接的に接触を図ることは、厳に慎むこと。当該行為を行おうとしたこと又は行ったことが判明した場合は、本プロポーザルに参加している者は失格とし、最優秀提案者又は次点者に選定された者はその選定を取り消す。

② 概要

審査委員会は、本プロポーザルによる企画提案の審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定する。参加者が1者のみであった場合においても、審査委員会にて審査を行い、その提案が優秀であると判断した場合は、その者を最優秀提案者とする。

③ 一次審査

書類の提出があった者（以下「提案者」という。）を対象に、企画提案書のみで審査し、上位3者程度を選定する。一次審査の結果については、各提案者に対し、合否のみを通知する。その際、たとえ提案者からの求めであってもその者の順位及び採点結果は公表しない。ただし、本プロポーザルを実施後、本業務委託契約を締結した後においては、参加者の総数を公表するとともに、各提案者に対してのみ、その者の順位及び採点結果を開示することとする。なお、提案者が3者以下であれば一次審査を実施しない。

④ 本審査

審査委員会は一次審査にて選定された者に対し、本審査を実施する。

本審査では一次審査にて選定された者が、審査委員会に対し次のとおり企画提案に関するプレゼンテーションを行う。

ア 実施日

令和8年6月29日(月)

※ オンライン形式(Web会議)による参加も可とする。

※ 会場、集合時刻等については、一次審査の結果通知時に通知する。

※ 参加申込数により実施日が変更になる場合がある。

イ 出席者は統括責任者を含め3名までとする。なお、今後実務を担当することになる者を同席させること。

ウ 追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションの時間は、説明20分、質疑応答10分の計30分を予定しているが、参加申込数により変更する場合がある。

オ パソコン等の準備は、前者終了後の調整時間である10分以内とする。

カ プレゼンテーションに必要なパソコン、プロジェクタ、接続ケーブル等は提案者が持参すること。ただし、スクリーンについては本市で用意する。なお、オンライン形式の場合においては、必要機器は本市が用意し、Web会議システムのホス

トは提案者側で用意し、事前に招待 URL を当市に送付すること。

キ プレゼンテーションは非公開とする。

⑤ 評価基準

別に掲げる「高齢者見守り支援 ICT 端末導入業務委託プロポーザル評価基準」のとおり

⑥ 選定方法

各提案者の獲得点数は、評価者各々の点数の平均値（各評価者の点数の総和を評価者数で除した点数）とし、獲得点数の最も高い提案者を最優秀提案者、2 番目に高い提案者を次点者とする。

なお、平均値が満点（500 点）の 60%（300 点）に満たない提案者については、最優秀提案者及び次点者として選定しない。

※平均値の算出において、小数点第 2 位未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入するものとする。

※一次審査の評価も同様とする。

⑦ 結果通知

各提案者に対し、当該提案者の獲得点数及び順位、参加者の総数、最優秀提案者の商号又は名称及びその獲得点数、及び次点者の商号又は名称を通知する。

また、最優秀提案者の商号又は名称、その獲得点数及び次点者の商号又は名称を本市のホームページ上に掲載する。

⑧ 委託契約

ア 最優秀提案者を本業務に係る契約候補者とする。

イ 最優秀提案者が契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者を契約候補者とする。

ウ 契約の相手方となった者は、契約金額の 100 分の 10 の契約保証金を本市に納付しなければならない。ただし、有田市財務規則（昭和 55 年規則第 1 号。以下「財務規則」という。）第 113 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ この要領に定めることのほか、契約に関する条件は、有田市財務規則（昭和 55 年規則第 1 号）に定めるとおりとする。

10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 「4. 参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件」を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領で示された提出期日等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11. その他

- ① 本プロポーザルへの参加に要した全ての費用は、応募者の負担とする。
- ② やむを得ない理由により、本プロポーザルを中止する場合であっても、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- ③ 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ④ 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12. 問い合わせ先

〒643-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

有田市役所 経営管理部経営企画課デジタル推進室 担当：岩田、福田

TEL：0737-22-3745（直通）

E-mail：joho@city.arida.lg.jp